

運 航 基 準

(岡村～今治航路)

平成18年12月

平成24年10月

平成26年 4月

平成29年 2月

今 治 市

運 航 基 準

目 次

第1章	目 的	1
第2章	運航の可否判断	1
第3章	船舶の航行	3

第1章 目的

(目的)

第1条 この基準は、安全管理規程に基づき、岡村～今治航路の船舶の運航に関する基準を明確にし、もって航海の安全を確保することを目的とする。

第2章 運航の可否判断

(発航の可否判断)

第2条 船長は、発航前に運航の可否判断を行い、発航地港内の気象・海象が次に掲げる条件の一に達していると認めるときは、発航を中止しなければならない。

種 別	気象・海象			
	港 名	風 速	波 高	視 程
旅 客 フェリー	岡村港、小大下漁港、大下港、 今治港	18 m/s以上	1.5 m以上	500 m以下
旅客船	岡村港、小大下漁港、大下港、 宗方漁港、今治港	15 m/s以上	1.0 m以上	500 m以下

2 船長は、発航前において、航行中に遭遇する気象・海象（視程を除く。）に関する情報を確認し、次に掲げる条件に達するおそれがあるときは、発航を中止しなければならない。

旅客フェリー	風 速	18 m/s以上	波 高	1.5 m 以上
旅 客 船	風 速	15 m/s以上	波 高	1.5 m 以上

3 船長は、発航前において、当該発航港に近接した海域における視程に関する情報を確認し、それぞれ次に掲げる条件に達していることが観測され又は達するおそれがあると認めるときは、発航を中止しなければならない。

発航港	海域及び視程	
	発 航 港 に 近 接 し た 海 域	視 程
岡村港・小大下漁港 大下港・宗方漁港 今治港	全航路	500m以下

4 船長は、前3項の規定に基づき発航の中止を決定したときは、旅客の下船、保船措置その他の適切な措置をとらなければならない。

(基準航行の可否判断等)

第3条 船長は、基準航行を継続した場合、船体の動揺等により旅客の船内における歩行が著しく困難となるおそれがあり、又は搭載貨物、搭載車両の移動、転倒等の事故が発生するおそれがあると認めるときは、基準航行を中止し、減速、適宜の変針、基準経路の変更その他適切な措置をとらなければならない。

2 前項に掲げる事態が発生するおそれのあるおおよその海上模様及び船体動揺は、次に掲げるとおりである。

旅客フェリー	風速15m/s以上	波高 1.5m以上
旅客船	風速12m/s以上	波高 1.0m以上

3 船長は、航行中、周囲の気象・海象（視程を除く。）に関する情報を確認し、次に掲げる条件の1に達するおそれがあると認めるときは、目的港への航行の継続を中止し、反転、避泊又は臨時寄港の措置をとらなければならない。ただし、基準経路の変更により目的港への安全な航行の継続が可能と判断されるときは、この限りでない。

旅客フェリー	風速 15m/s以上	波高 1.5m以上
旅客船	風速 15m/s以上	波高 1.0m以上

4 船長は、航行中、周囲の視程に関する情報を確認し、次に掲げる条件に達したと認めるときは、基準航行を中止し、当直体制の強化及びレーダの有効利用を図るとともにその時の状況に適した安全な速力とし、状況に応じて停止、航路外錨泊又は基準経路変更の措置をとらなければならない。

視程	1,000m以下
----	----------

5 船長は、次に掲げる海域を航行中、周囲の視程に関する情報を確認し次に掲げる条件に達したと認めるときは、目的港への航行の継続を中止し、停止又は航路外錨泊の措置をとらなければならない。ただし、圧流による座礁、他船との接近、衝突等の危険を避けるためやむを得ない場合は、この限りでない。

海 域	視 程
航路全域	500m以下

(入港の可否判断)

第4条 船長は、入港予定港内の気象・海象に関する情報を確認し次に掲げる条件の一に達していると認めるときは、入港を中止し、適宜の海域での錨泊、抜港、臨時寄港その他の適切な措置をとらなければならない。

船 種	気象・海象		風 速	波 高	視 程
	港 名				
旅客フェリー	岡村港、小大下漁港 大下港、今治港		18m/s以上	1.5m以上	500m以下
旅客船	岡村港、小大下漁港 大下港、宗方漁港、今治港		15m/s以上	1.0m以上	500m以下

(運航の可否判断等の記録)

第4条の2 運航管理者及び船長は、運航の可否判断、運航中止の措置及び協議の内容を航海日誌等に記録するものとする。運航中止基準に達した又は達するおそれがあった場合における運航継続の措置については、判断理由を記載すること。短い航路における運航の可否判断については適時まとめて記載してもよい。

第3章 船舶の航行

(航海当直配置等)

第5条 船長は、運航管理者と協議して次の配置を定めておくものとする。変更する場合も同様である。

- (1) 出入港配置
- (2) 狭視界出入港配置
- (3) 通常航海当直配置
- (4) 狭視界航海当直配置
- (5) 荒天航海当直配置
- (6) 狭水道航行配置

(運航基準図等)

第6条 運航基準図に記載すべき事項は次のとおりとする。

なお、運航管理者は、当該事項のうち必要と認める事項について運航基準図の分図、別表等を作成し

て運航の参考に資するものとする。

- (1) 起点、終点及び寄港地の位置並びにこれらの相互間の距離
- (2) 航行経路（針路、変針点、基準経路の名称等）
- (3) 標準運航時刻（起点、終点及び寄港地の発着時刻並びに主要地点通過時刻）
- (4) 船長が甲板上の指揮をとるべき狭水道等の区間
- (5) 通航船舶、漁船等により、通常、船舶がふくそうする海域
- (6) 航行経路付近に存在する浅瀬、岩礁等航行の障害となるものの位置
- (7) その他航行の安全を確保するために必要な事項

2 船長は、基準経路、第2条第3項の近接海域、第3条第5項の海域、避険線その他必要と認める事項を常用海図に記入して航海の参考に資するものとする。

（基準経路）

第7条 基準経路は、運航基準図に記載のとおり常用基準経路及び第2基準経路の2経路とする。

2 基準経路の使用基準は次表のとおりとする。

名 称	使 用 基 準
常用基準経路	周 年
第 2 基 準 経 路	全海域で風速が15m/sを超えるとき

3 船長は、第2基準経路を航行しようとするときは、発航前に運航管理者にその旨連絡しなければならない。

4 船長は、気象・海象等の状況により、基準経路以外の経路を航行しようとするときは、事前に運航管理者と協議しなければならない。ただし、緊急の場合等であって事前に協議できないときは、速やかに変更後の経路を運航管理者に連絡するものとする。

5 運航管理者は、前項の協議又は連絡を受けたときは、当該経路の安全性について十分検討し、必要な助言又は援助を与えるものとする。

（速力基準等）

第8条 速力基準は、次表のとおりとする。

（第二せきぜん）

速力区分		速 力	毎分機関回転数
港 内	最微速	2ノット	650 rpm
	微 速	6.5	913
	半 速	9.7	1150
	全 速	12.1	1450
航海速力		11.0	1350

（とびしま）

速力区分		速 力	毎分機関回転数
港 内	最微速	6.0ノット	550 rpm
	微 速	14.0	1313
	半 速	18.0	1654
	全 速	25.0	2085
航海速力		17.5	1600

- 2 船長は、速力基準表を船橋内及び機関室の操作する位置から見易い場所に掲示しなければならない。
- 3 船長は、旋回性能、惰力等を記載した操縦性能表を船橋に備え付けておかなければならない。

(船長が甲板上の指揮をとるべき海域等)

第9条 船長は、法令に定めるとき及び次に掲げる海域を航行するときは、甲板にあって自ら船舶を指揮しなければならない。

瀬戸大角鼻沖～大浜漁港沖

(特定航法)

第10条 船舶は今治港に入港しようとするときは赤色立標を通過した後は原則2ノット以下に減速し、他船の航行に十分留意して航行しなければならない。岡村港、小大下漁港、大下港の入り口は港口、宗方漁港においては栈橋の300m前方より5ノット以下に減速することを原則とする。

(通常連絡等)

第11条 運航管理者は、航行に関する安全情報等船長に連絡すべき事項を生じたときは、その都度速やかに連絡するものとする。

(連絡方法)

第12条 船長と運航管理者の連絡は、次の方法による。

	区 分	連 絡 先	連 絡 方 法
(1)	通常の場合	関前支所住民サービス課	船舶電話 (携帯電話)
(2)	緊急の場合	関前支所住民サービス課	船舶電話 (携帯電話)

(機器点検)

第13条 船長は、入港着栈前、栈橋手前等入港地の状況に応じ安全な海域において機関の後進、舵等の点検を実施すること。

(記録)

第14条 船長及び運航管理者は、基準航路の変更に関し協議を行った場合は、その内容を航海日誌等に記録するものとする。